

鉾田市地域防災計画

令和 5 年 3 月

鉾田市防災会議

目次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1- 1
第2節	防災の基本方針	1- 4
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1- 5
第4節	銚田市の地勢と災害要因	1- 14
第5節	被害想定	1- 17

第2編 風水害対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	2- 1
第2節	風水害に強いまちづくり	2- 12
第3節	被害軽減への備え	2- 21
第4節	防災教育・訓練	2- 33

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	2- 38
第2節	災害情報の収集・伝達	2- 49
第3節	応援・派遣	2- 71
第4節	被害軽減対策	2- 80
第5節	被災者生活支援	2-110
第6節	災害救助法の適用	2-130
第7節	応急復旧・事後処理	2-134

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	被災施設の災害復旧事業計画	2-151
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	2-153

第3節	災害復旧事業の実施	2-157
第4節	解体、がれき処理	2-157
第5節	災害復旧資金計画	2-158
第6節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	2-159
第7節	その他の保護計画	2-172

第3編 地震・津波対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	地震・津波対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	3- 1
第2節	地震に強いまちづくり	3- 4
第3節	津波に強いまちづくり	3- 19
第4節	被害軽減への備え	3- 24
第5節	防災教育・訓練	3- 39
第6節	災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	3- 48

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	3- 50
第2節	災害情報の収集・伝達	3- 54
第3節	応援・派遣	3- 71
第4節	被害軽減対策	3- 72
第5節	被災者生活支援	3- 79
第6節	災害救助法の適用	3- 89
第7節	応急復旧・事後処理	3- 89

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	3- 96
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	3- 96
第3節	災害復旧資金計画	3- 97
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	3- 97
第5節	その他の保護計画	3- 97
第6節	復興計画の作成	3- 98

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	3-100
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	3-101
第3節	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3-102
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	3-106
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項	3-106
第6節	防災訓練に関する事項	3-107
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	3-107
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	3-109

第4編 原子力災害対策計画編

第1章 総則

第1節	計画の目的	4- 1
第2節	計画の性格	4- 1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4- 2
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	4- 9
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	4- 11
第6節	施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	4- 11

第2章 原子力災害事前対策

第1節	原子力施設の安全確保の基本方針	4- 12
第2節	原子力事業者における防災体制の確立等	4- 12
第3節	国・県・市町村等の連携	4- 14
第4節	災害応急体制及び設備の整備	4- 14
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	4- 18
第6節	情報伝達・住民広報体制の確率	4- 21
第7節	環境放射線の監視	4- 22
第8節	避難計画等の整備	4- 22
第9節	要配慮者への対応	4- 24
第10節	防災関係資機材の整備	4- 25
第11節	物資の調達、供給活動	4- 25
第12節	緊急輸送活動体制の整備	4- 26

第13節 緊急被ばく医療体制等の確率	4- 26
第14節 教育及び防災訓練等の実施	4- 27
第15節 住民に対する防災知識の普及	4- 30
第16節 行政機関の業務継続計画の策定	4- 31

第3章 緊急事態応急対策

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動	4- 32
第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡	4- 37
第3節 銚田市災害対策本部の設置	4- 38
第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	4- 47
第5節 関係機関等への協力要請	4- 48
第6節 緊急時モニタリング	4- 50
第7節 広報	4- 57
第8節 避難・屋内退避	4- 60
第9節 要配慮者対応	4- 65
第10節 緊急輸送	4- 66
第11節 緊急被ばく医療	4- 68
第12節 飲食物等に関する措置	4- 69
第13節 防災業務関係者の防護対策	4- 70
第14節 行政機関の退避	4- 71

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等	4- 72
第2節 各種規制措置の解除	4- 72
第3節 広報	4- 72
第4節 被害状況の調査等	4- 73
第5節 住民等の健康影響調査等の実施	4- 74
第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	4- 74
第7節 物価の監視	4- 74

第5編 大規模事故災害対策計画編

第1章 海上災害対策計画

第1節	災害予防計画	5- 1
第2節	災害応急対策計画	5- 3
第2章 航空災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 7
第2節	災害応急対策計画	5- 10
第3章 鉄道災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 15
第2節	災害応急対策計画	5- 17
第4章 道路災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 21
第2節	災害応急対策計画	5- 24

第6編 資料編

第5編

大規模事故災害対策計画編

第1章 海上災害対策計画

本計画は、市域において海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合、又は船舶からの危険物等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、気象情報等の伝達並びに海上災害が発生した場合において、迅速・的確な応急対策がとれるよう、休日・夜間を含めた情報収集・伝達体制の整備を図るものとする。

また、災害時の情報通信手段について、防災情報ネットワークシステム、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努める。

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして緊急時の体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の活動体制の整備

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、災害活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、他市町村又は防災関係機関と相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

ウ 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営

市は、海上保安部署、県、関係団体、事業者等からなる茨城県沿岸排出油等防除協議会や安全対策協議会の適切な運営を推進することにより、関係機関及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、応急体制の整備を推進する。

(3) 搜索，救出・救助及び消火活動への備え

ア 資機材等の整備

災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう，市は，救急・救助用資機材，消火用資機材，船舶及び航空機等の整備に努める。

(4) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 流出油等防除資機材の整備

市は，オイルフェンス，油吸着剤，油処理剤等の流出油防除資機材，化学消火薬剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

イ 回収油の一時保管等の検討

市は，沿岸へ漂着した油を回収する際に備えて，回収方法，回収資機材の調達方法，回収油の一時保管方法等をあらかじめ定めておく。

2 防災関係機関の防災訓練の実施

市は，大規模海難，危険物大量流出等の海上災害及び被害の想定を明らかにし，実践的で，県及び防災関係機関等と相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し，専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに，油防除能力の向上を図る。

3 災害復旧への備え

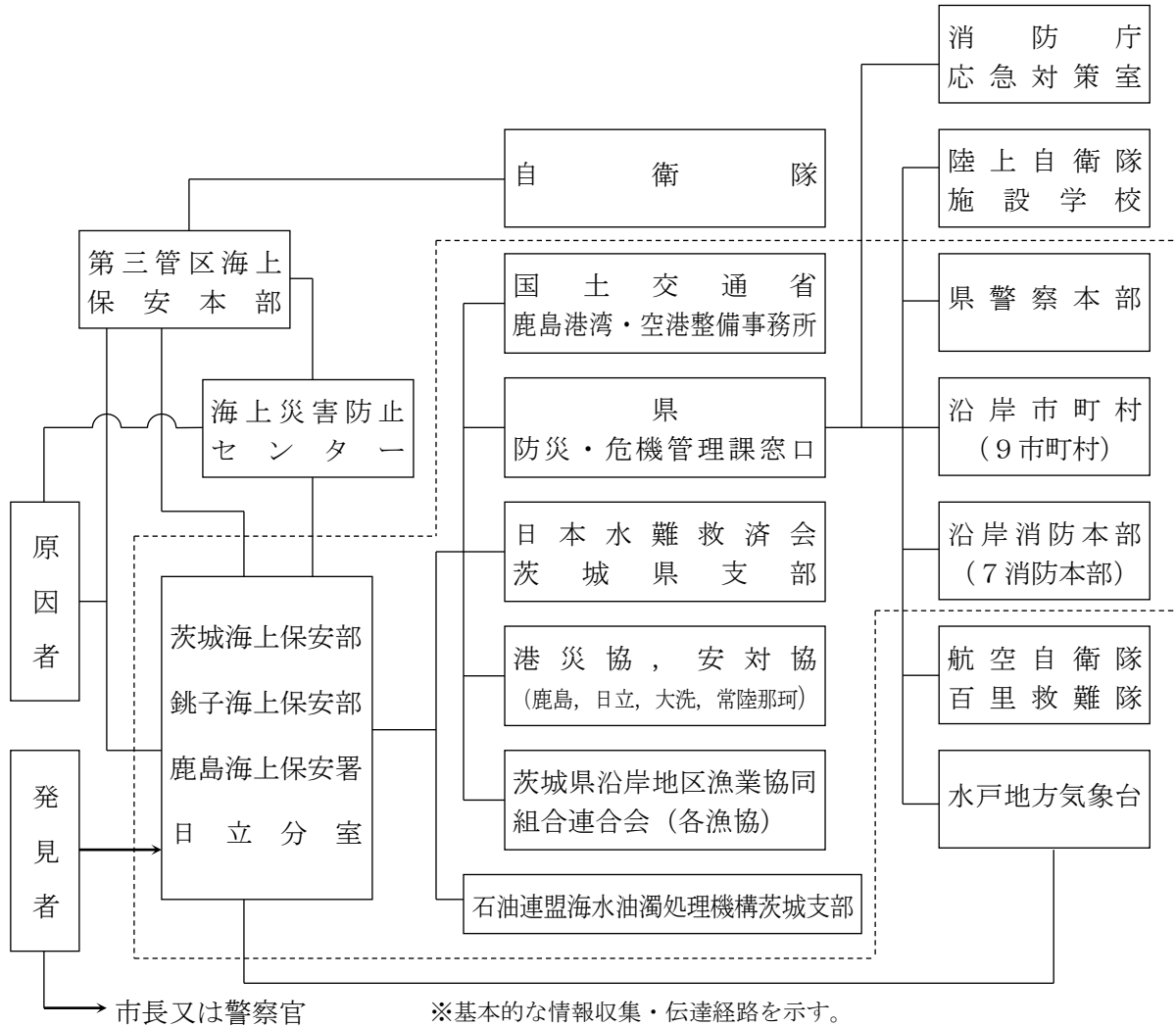
市は，県及び港湾管理者と連携して，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努める。

第2節 災害応急対策計画

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡系統

災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 被害概況の収集・把握

市及び消防機関は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(3) 災害情報の通報

海上災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに市長に、また、市長は水戸地方気象台、県、海上保安部署、その他関係機関に通報しなければならない。

(4) 住民等への情報提供

市は、防災関係機関相互の連絡を密にし、海上災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、テレビ放送については字幕を付けるよう併せて依頼する。

2 活動体制の確立

市は、必要に応じ、海上事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。

3 捜索、救出・救助及び消火活動

(1) 洋上、海岸部及び港湾内部での災害

ア 捜索及び救出・救助

洋上、海岸部及び港湾内部において災害が発生し、捜索及び被害者の救助等のために海上保安部署から要請を受けた場合、市は、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等に参加するものとする。

イ 消火活動

消防機関は、災害の状況により消防艇、消防ポンプ車等を出動し、海上保安部署と連携して消火活動を実施するものとする。

(2) 資機材の携行

救助・救急活動に必要な資機材は、当該活動を実施する機関が携行する。

また、必要に応じ、他機関からの協力等により、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等を実施するものとする。

(3) 医療救護活動

第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節「被災者生活支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 危険物等の大量流出に対する応急対策

銚田市沿岸海域における流出油災害の発生については、水産資源の保護、生活地域の安全確保は当然のこととして、海岸の自然景観及び海浜の動植物生態系の保全を重要課題とすることから、沿岸への油等の漂着防止が極めて重要であり、このことから海上での防除活動に全力を挙げる。

(1) 沿岸の監視及び住民への避難指示等

流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、市は、地先水面の巡回監視を実施する。

ア 流出油が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。

イ 市長（市長が指示できないと認めるときは警察官、海上保安官等）は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の指示を行うものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

(2) 漂着油等の防除活動の実施

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、海上保安部署の協力要請に基づき、又は県と協議し必要と認めた場合、防除措置等義務者に協力し、危険物等の防除等必要な措置を講ずる。

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について、県又は海上保安部署を通じて、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導する。

(3) 資機材の迅速な調達

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

なお、市の資機材の調達については、県が一元化して行うことを原則とする。

(4) 災害ボランティアの受入れ

第2編第2章第5節「7 ボランティア活動支援計画」に準じて実施するものとする。

(5) 義援金品の受入れ

第2編第3章第6節「8 義援金の募集及び配分」に準じて実施するものとする。

(6) 油回収作業従事者の健康確認

回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油回収に従事している者の健康状態を常に把握し、その状況を速やかに潮来保健所に報告する。

(7) 自然環境保全への措置

被害を受けた海鳥等海洋動物の保護に努めるとともに、状況に応じて県、国に協力するなどして、海草、海洋プランクトン、魚介類等海洋生物及びその生態系への影響や、海水、底質等海洋汚染の実態など、風評被害対策をも考慮しつつ、必要な機関調査を実施しデータを収集する。

また、史跡名勝天然記念物への被害状況を調査して、必要に応じ対策を講ずるなど自然環境保全への措置を行う。

5 緊急輸送の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、市は、県、銚田警察署等と相互に密接な連絡をとるものとする。

6 応援要請・受入体制

第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準ずるものとする。

7 流出油等災害の補償対策

(1) 証拠の保全措置

市は、県と連携して、海上流出油、漂着油等を直ちに採取保存し、また、成分分析を実施し、証拠の保全を行う。

(2) 保険請求資料の記録と保存

市は、災害発生時からの保険請求の基礎となる資料の記録と保存に努める。

(3) 流出油等防除費用の請求

市は、海上保安部署の協力要請（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による。）に応じ、流出油防除を実施した場合は、防除に要した費用を防除措置等の義務者に請求する。

(4) 被害補償請求

流出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、市はこれに助言を行う。

第2章 航空災害対策計画

本計画は、市域において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

1 茨城県の航空状況

茨城県には、非公共用飛行場が2か所（阿見，龍ヶ崎），非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻，茨城県庁），自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊），百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。本市には飛行場等はないが，県の上空には，成田，羽田及び百里の管制区が設定されており，航空災害の発生を未然に防止するため，防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講ずるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

市及び防災関係機関は，以下の点について平常時より十分な備えをしておく。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え，次の対策を講じるとともに，関係機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(ア) 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進する。

(イ) 民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については，第2編第1章第1節「4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市及び防災関係機関は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

(3) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

ア 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材等の整備に努める。

イ 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第3編第1章第4節「6 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第3編第1章第4節「1 緊急輸送への備え」に準ずる。

(5) 緊急避難(輸送)道路の指定

市は、航空機の事故及び火災等に際しての緊急避難・消防救難活動の円滑化を図るために百里飛行場周辺の道路を「緊急避難(輸送)道路」として指定し、整備を図る。なお、整備済路線は次のとおりである。

- ① 市道6-4号線
- ② 市道6-8号線
- ③ 市道6-9号線
- ④ 市道6-10号線
- ⑤ 市道6-16号線
- ⑥ 市道6-17号線
- ⑦ 市道8-122号線
- ⑧ 市道8-146号線
- ⑨ 市道8-183号線
- ⑩ 市道8-193号線
- ⑪ 市道8-446号線

※ 指定路線図は、建設部道路建設課に備え付けるものとする。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努める。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

市は大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

ア 航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官又は百里空港事務所に通報しなければならない。

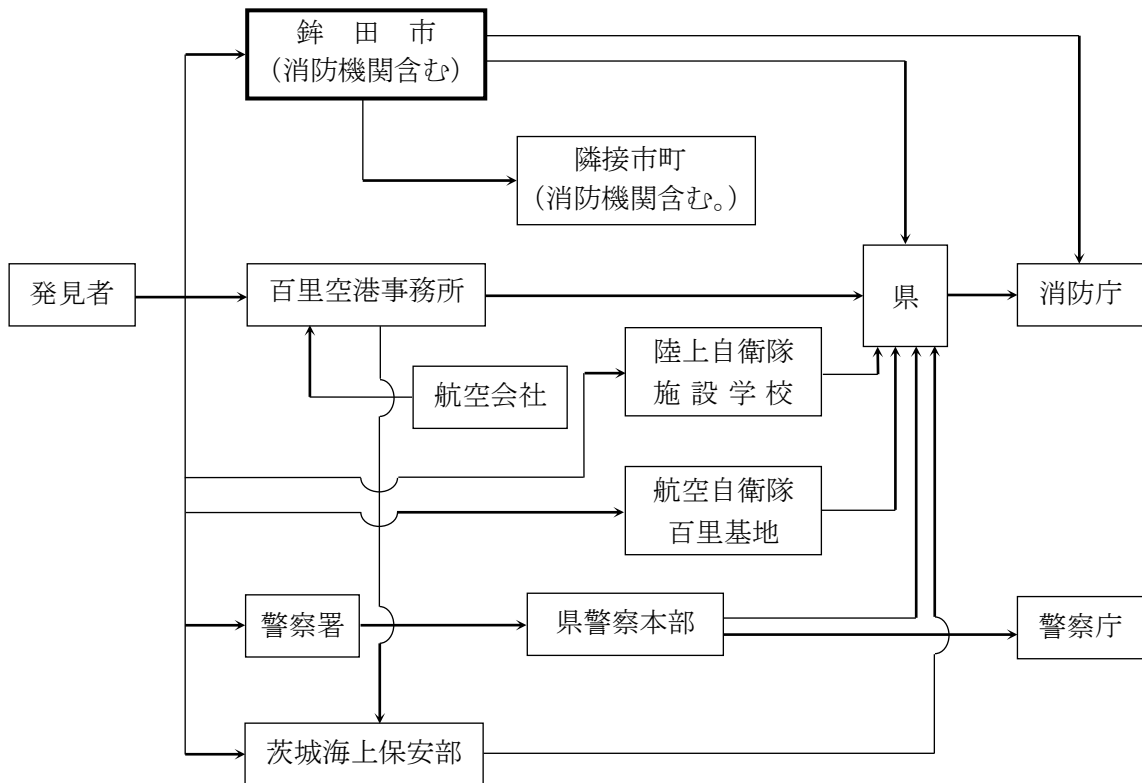
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

イ 市は航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

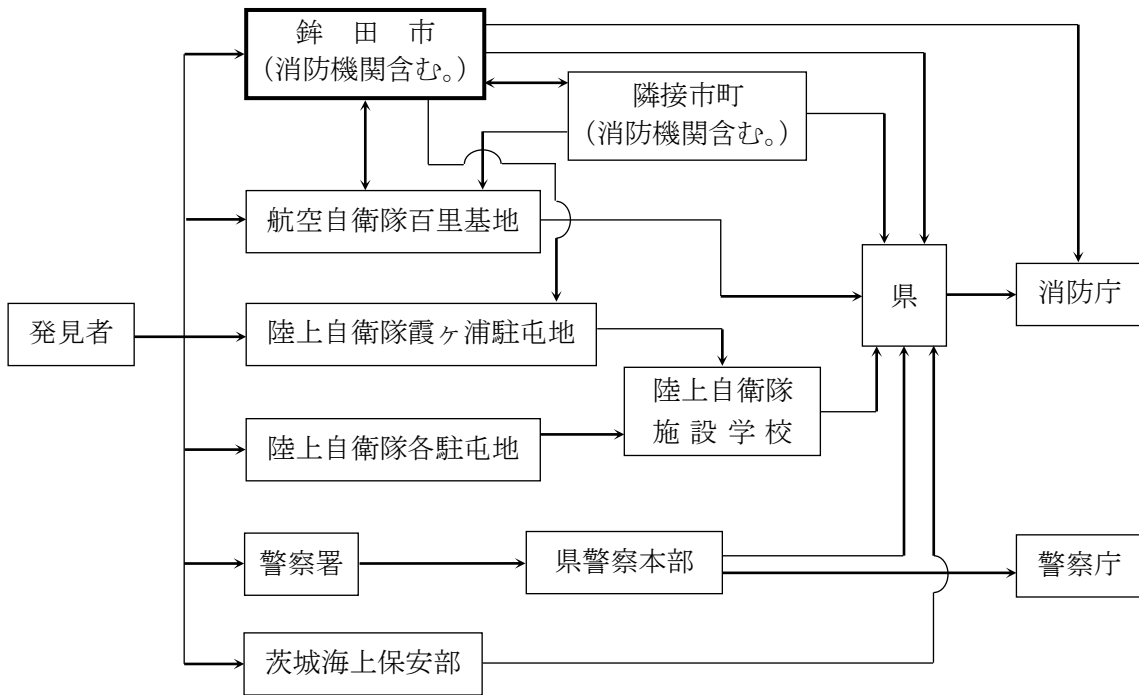
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

〔民間機の場合〕



〔自衛隊機の場合〕



〔連絡先一覧〕

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線233・235 (同内線302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線2410 (同内線2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線231 (同内線215)
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (同左)
	防災・危機管理課	029-301-2885
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。

(2) 広域的な応援体制

市内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、市長は、第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、市長は、直ちに第2編第2章第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請する。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

(1) 捜索活動

消防機関は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して捜索を実施するものとする。

(2) 救難、救助・救急及び消火活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、市は隣接市町において航空災害が発生した場合は、発災現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(3) 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。さらに必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、市は、第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節「被災者生活支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、第2編第2章第4節「4 避難計画」に準じて実施するものとする。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握する。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとし、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編第2章第2節「4 広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

(1) 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難指示及び避難先の指示

ウ 旅客及び乗務員の氏名・住所

エ 地域住民等への協力依頼

オ その他必要な事項

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

7 遺族等事故災害関係者の対応

市は遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節「2 防疫計画」及び第7節「4 死体の捜索及び処理埋葬」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

第3章 鉄道災害対策計画

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、又は地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講ずるものとする。

1 銚田市の鉄道状況

本市を縦断し、鹿嶋市と水戸市を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線（第3セクター）が運行されている。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡

(ア) 関係機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(イ) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

(ウ) 民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、第2編第1章第1節「4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、他の防災関係機関と、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

(3) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

ア 救助・救急活動への備え

市及び消防本部は、迅速な救助・救急活動を行うため、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動への備え

医療活動への備えとしては、第3編第1章第4節「6 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

ウ 消火活動への備え

消防機関は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。

(4) 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第3編第1章第4節「1 緊急輸送への備え」に準ずる。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努める。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努める。

第2節 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

1 発災直後の情報の収集・連絡

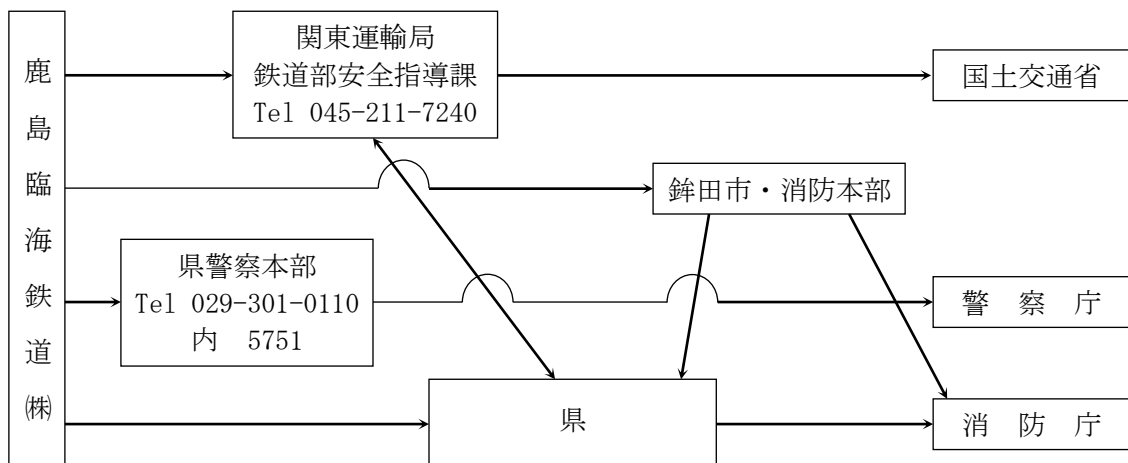
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 鉄道災害情報等の収集・連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

イ 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



〔連絡先一覧〕

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課

警 察 本 部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	運輸事業部運輸事業部長
	夜間	同 上 029-267-5202	同 上 大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市長は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。

(2) 広域的な応援体制

市長は、市内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

(3) 自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 市は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、県、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたる。

イ 消防機関は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請する。

(2) 資機材の調達

ア 消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

イ 必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(3) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、市は、第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節「被災者生活支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

(4) 消火活動

消防機関は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、本市以外の市町村において鉄道災害が発生した場合には、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

4 避難指示, 誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市等が行う避難指示等については、第2編第2章第4節「4 避難計画」に準じて実施するものとする。

5 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編第2章第2節「4 広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

(1) 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

7 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節「2 防疫計画」及び第7節「4 死体の捜索及び処理埋葬」に準じて実施するものとする。

第4章 道路災害対策計画

本計画は、市域において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、次の対策を講じるものとする。

1 道路交通状況

本市には、国道51号や主要地方道茨城鹿島線の南北に延びるルート、一般県道下太田鉾田線や一般県道鉾田茨城線などの市中心部を起点とするルート、国道354号や市の中央部を通る主要地方道水戸鉾田佐原線、涸沼沿いの主要地方道大洗友部線などが幹線道路として市内道路網の骨格をなしている。

2 道路交通の安全のための情報の充実

(1) 気象情報の伝達

市は、水戸地方気象台が発表する道路交通安全に係る気象・地象・水象等の情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

(2) 道路の異常に関する情報の収集・伝達

市は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

3 道路施設等の管理と整備

(1) 管理する施設の巡回及び点検

市及び他の道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。

(2) 安全性向上のための対策の実施

市及び他の道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡

大規模な道路災害が発生した場合に備え，機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際，休日，夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

なお，市は，緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進する。

イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については，第2編第1章第1節「4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市は，非常参集体制の整備を図るとともに，必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，それぞれの機関は，応急活動及び復旧活動に関し，相互応援の協定を締結する等，平常時より連携を強化しておく。

なお，県及び市町村においては，既に以下の協定を締結しており，今後は，より具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

(3) 救助・救急，医療及び消火活動への備え

ア 救助・救急活動への備え

市及び防災関係機関は，災害時に迅速に応急活動が行えるよう，救助・救急活動用資材，車両，船舶，航空機等の整備に努める。

イ 医療資機材等への備え

応急救護用医療品，医療資機材の備蓄については，第3編第1章第4節「6 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

ウ 消火活動への備え

市は，平常時より機関相互間の連携の強化を図る。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、道路災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、平常時から周知を図る。

(5) 危険物等の流出時における防除活動への備え

道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについては、第3編第1章第2節「6 危険物等施設の安全確保」に定める予防対策を準用するものとする。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(7) 防災訓練の実施

市は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

(8) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

市は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

(9) 災害復旧への備え

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 防災知識の普及

市は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

6 再発防止対策の実施

市及び防災関係機関は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2節 災害応急対策計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

ア 道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員又は道路管理者に通報しなければならない。

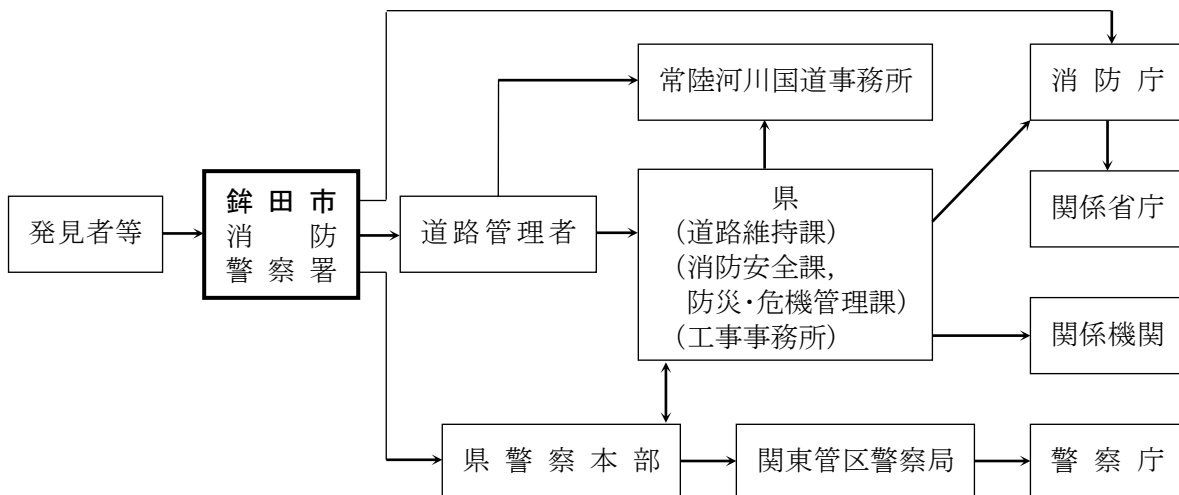
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

イ 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

ウ 市は、大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
国土交通省常陸 河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073 (同 上)
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (防災・危機管理課 029-301-2885)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。

(2) 道路管理者の活動体制

市は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 広域的な応援体制

市は、市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

市は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施するものとする。

(2) 医療活動

医療活動については、第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節「被災者生活支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

(3) 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとし、市は、消火活動に協力するものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、第3編第2章第4節「5 危険物等災害防止対策」に準じて行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

市は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難指示及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ その他必要な事項

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

8 防疫及び遺体の処理

市は、発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節「2 防疫計画」及び第7節「4 死体の捜索及び処理埋葬」に準じて実施するものとする。